（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の損金不算入に関する経過措置）

第三十四条　新法人税法第八十一条の八の二の規定は、連結法人が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る新法人税法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除に関する経過措置）

第三十五条　新法人税法第八十一条の十五の二の規定は、連結法人が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る同条第一項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

（電子情報処理組織による連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税の申告の特例に関する経過措置）

第三十六条　新法人税法第二編第一章の二第三節第二款の二の規定は、連結親法人の平成三十二年四月一日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

（連結子法人の個別帰属額等の届出に関する経過措置）

第三十七条　新法人税法第八十一条の二十五第二項の規定は、平成三十二年四月一日以後に終了する連結事業年度に係る同条第一項に規定する個別帰属額等を記載した書類について適用する。

2　新法人税法第八十一条の二十五第三項及び第四項の規定は、平成三十二年四月一日以後に同条第一項に規定する個別帰属額等に異動があった場合におけるその異動に係る同条第三項に規定する書類について適用し、同日前に旧法人税法第八十一条の二十五第一項に規定する個別帰属額等に異動があった場合におけるその異動に係る同条第二項に規定する書類については、なお従前の例による。

（外国法人に係る租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得に関する経過措置）

第三十八条　新法人税法第百三十九条第二項の規定は、外国法人の平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の損金不算入に関する経過措置）

第三十九条　新法人税法第百四十二条の六の二の規定は、恒久的施設を有する外国法人が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る新法人税法第百四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除に関する経過措置）

第四十条　新法人税法第百四十四条の二の二の規定は、恒久的施設を有する外国法人が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る同条第一項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

（代表者等の自署押印に関する経過措置）

第四十一条　新法人税法第百五十一条の規定は、外国法人の施行日以後に終了する事業年度の確定申告書、外国法人の施行日以後に納税義務が成立する中間申告書に係る法人税の中間申告書並びに外国法人の確定申告書及び中間申告書に係る修正申告書で外国法人が施行日以後に提出するものについて適用する。

2　法人の施行日前に終了した事業年度の確定申告書、法人の施行日前に納税義務が成立した中間申告書に係る法人税の中間申告書、連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の連結確定申告書及び連結法人の施行日前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税の連結中間申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書で法人が施行日前に提出したもの並びに連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の旧法人税法第八十一条の二十五第一項に規定する個別帰属額等を記載した同項に規定する書類（施行日前に同項に規定する個別帰属額等に異動があった場合におけるその異動に係る同条第二項に規定する書類を含む。）に係る旧法人税法第百五十一条第一項から第四項までの規定による自署及び押印については、なお従前の例による。

（地方法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条　第三条の規定による改正後の地方法人税法（以下「新地方法人税法」という。）第四章第二節の二の規定は、内国法人の平成三十二年四月一日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

2　新地方法人税法第三十条の規定は、外国法人の施行日以後に終了する課税事業年度の地方法人税確定申告書、外国法人の施行日以後に納税義務が成立する地方法人税中間申告書に係る地方法人税の地方法人税中間申告書並びに外国法人の地方法人税確定申告書及び地方法人税中間申告書に係る修正申告書で外国法人が施行日以後に提出するものについて適用する。

3　法人の施行日前に終了した課税事業年度の地方法人税確定申告書及び法人の施行日前に納税義務が成立した地方法人税中間申告書に係る地方法人税の地方法人税中間申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書で法人が施行日前に提出したものに係る第三条の規定による改正前の地方法人税法第三十条において準用する旧法人税法第百五十一条第一項から第四項までの規定による自署及び押印については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十三条　第四条の規定による改正後の相続税法（以下この条において「新相続税法」という。）第一条の三及び第一条の四の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。附則第七十五条第一項を除き、以下同じ。）又は贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。同項を除き、以下同じ。）により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

2　施行日から平成三十一年三月三十一日までの間に、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十一条第二項に規定する非居住外国人が新相続税法第一条の四第一項第二号ロに掲げる者に財産の贈与をした場合には、当該非居住外国人は同条第三項第三号に規定する非居住贈与者とみなす。

3　新相続税法第二十八条第五項から第七項までの規定は、施行日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

4　新相続税法第五十九条第五項の規定は、平成三十三年一月一日以後に提出すべき同項に規定する調書について適用し、同日前に提出すべき第四条の規定による改正前の相続税法第五十九条第五項に規定する調書については、なお従前の例による。

5　新相続税法第六十六条の二第二項第一号に規定する一般社団法人等（以下この項において「一般社団法人等」という。）が施行日前に設立されたものである場合には、同条の規定は、平成三十三年四月一日以後の当該一般社団法人等の理事である者（当該一般社団法人等の理事でなくなった日から五年を経過していない者を含む。）の死亡に係る相続税について適用する。

6　前項の場合において、新相続税法第六十六条の二第二項第三号ロの規定の適用については、施行日前の期間は、同号ロの二分の一を超える期間に該当しないものとする。

（長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置）

第四十四条　施行日前に第五条の規定による改正前の消費税法（以下この項及び次項において「旧消費税法」という。）第十六条第一項に規定する長期割賦販売等（第五条の規定による改正後の消費税法（次条において「新消費税法」という。）第十六条第一項に規定するリース譲渡を除く。以下この条において「特定長期割賦販売等」という。）を行った事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）（施行日前に行われた特定長期割賦販売等に係る契約の移転を受けた事業者を含む。）の施行日以後に終了する年又は事業年度（消費税法第二条第一項第十三号に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）に含まれる各課税期間（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）（個人事業者（消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者をいう。第三項及び第六項において同じ。）にあっては平成三十五年十